

令和5年4月26日

郡市区等医師会長 様  
診療所・病院の会員 様

大阪府医師会長  
高井康之  
(公印省略)

## 類型変更後（本年5月8日以降）の診療対応に関して

平素は本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応は、4年目を迎えました。この間、会員医療機関の先生方におかれましては、日常診療と並行し、新型コロナウイルス感染症対応を実施いただいておりますことに改めて深謝申し上げます。

さて、ご承知おきの通り、本年5月8日より、新型コロナウイルス感染症は感染症上の類型が現在の2類相当から5類へと移行します。陽性者の報告も、定点機関からの報告へ移行するなど、これまでと異なる対応に切り替わることとなります。

現在、大阪府では、3,000を超える医療機関が、「診療・検査医療機関」として新型コロナウイルス（疑い含む）をご対応いただいています。本会の各種調査を踏まえると、府内の内科系診療所の約7割が、診療・検査医療機関の指定有無にかかわらず、発熱患者の診察・検査を実施いただいていると認識しております。今後、「外来対応医療機関」においても引き続きご対応をお願いしたいと考えております。

本会としましては、感染症法上の類型が変更されても、新型コロナウイルスの感染性・伝播性が変化する訳ではないことから、引き続きの感染対策が重要であると考えています。今後、感染者数の把握がリアルタイムで公表されず、直近の感染状況が不透明になる可能性があります。一定、発熱患者からの相談や受診希望が増加するものと思われます。

そのため、各医療機関におかれましては、かかりつけ以外の発熱患者につきましても、引き続きご対応いただきたいと考えております。

各医療機関には個別のご事情がおりかと存じますが、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

【参考（国作成リーフレット類／大阪府ホームページ）】

・令和4年4月4日、17日付事務連絡ご参照

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>



大阪府医師会・地域医療1課  
(TEL : 06-6763-7012)